

会 議 録（概要）

会議の名称	第4回佐渡市高齢者等福祉保健審議会
開催日時	令和6年1月22日(月)18時30分～19時30分
場所	佐渡市役所本庁2階大会議室
議題	(1) 第9期計画素案について
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開 ・非公開
出席者	委員：宮崎則男、百都健、嶋田正也、須藤信宏、本間宏彰、永井恭子、小田隆晴、逸見美津枝、後藤信子、渡邊利明、永田治人、中川智賀子 事務局：高齢福祉課長 出崎、高齢福祉課長補佐 菊地、高齢福祉係長 柴原、介護保険係長 本間
会議資料	○ 事前配布資料 ・ 第9期計画素案について ○ 当日配布資料 ・ 資料No.1 第1号被保険者の保険料 ・ 資料No.2-1 第9期介護保険事業計画における在宅福祉サービス事業の変更点 ・ 資料No.2-2 第9期計画以降に向けた在宅福祉サービス事業の検討事項 ・ (事務連絡) 介護用品の支給に係る事業の取扱 ・ 佐渡市高齢者等福祉保健審議会委員名簿
傍聴人の数	なし
備考	

会議の概要（発言の要旨）	
発言者	議題・発言・結果等
菊地補佐	本日は、急な開催にもかかわらず出席いただき誠にありがとうございます。 それでは定刻になりましたので、ただいまから第4回佐渡市高齢者等福祉保健審議会を開催いたします。 はじめに事前にお送りしました資料も併せてご確認をお願いします。 ● 本日の次第 ● 事前に送付してあります第9期計画素案 当日配布しました資料No.1, 資料 No. 2-1, 資料 No. 2-2、(事務連絡) 介護用品の支給に係る事業の取り扱い、 佐渡市高齢者等福祉保健審議会委員名簿 全部で5種類が本日の資料となります。お手元に無い方がいましたら、挙手をお願いします。 それから、本日、村川委員より欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。 また、宮崎則夫委員、本間宏彰委員はZoomでの参加となります。委託事業者の第四北越リサーチ&コンサルティングにつきましてもZoomでの参加となります。 それでは、A委員より挨拶を申し上げます。
A委員	元旦に能登半島地震が起こりまして連日大きな被害が報告されております。能登地方は佐渡と同じように高齢化率が非常に高く、また、家屋が古いということで、佐渡も同じようにならなくてよかったと思っております。地震というのは予知できませんので佐渡には教訓となると思います。今回の地震は2000年前に起きたものと同じ断層と想定されるそうですが、地震がいつ来るかわかりません。能登半島の先端に位置する珠洲市は、およそ6千世帯そのうちの半分以上3千世帯以上が全壊とのこと。悲惨な状態になっています。 また、高齢者・障害者等の福祉避難所の準備はしていましたが、ほとんど活用できませんでした。佐渡市も今後、高齢者に必要な避難所を準備する必要があると思います。2025年（令和7年）は団塊の世代が後期高齢者となる。2025年には医療と介護の危機が来るのではと言われています。ただ、70代の方が非常に頑張っています。そ

	のため危機が訪れるのは 2040 年にずれるのではと思います。2040 年になると生産年齢人口が激減します。私たちが医療・介護が必要な年代になったときには、介護をしてくれる人がいなくなるかもしれません。令和 6 年から令和 8 年までの持続的な社会保障制度を維持するために第 9 期介護保険事業計画を策定しないといけません。 本日、素案ができましたので訂正する点など忌憚のないご意見をお願いします。
菊地補佐	それでは、議事に入ります。佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例第 4 条第 3 項の規定により、進行は A 委員よりお願いします。
A 委員	それでは、議事に入ります。 (1) 第 9 期計画素案について 1 章ごとに説明をお願いします。 それでは事務所説明をお願いします。
本間係長	第 1 章 計画の基本的事項 第 1 節計画策定の趣旨、こちらは一部文言の修正がされています。 第 3 節 関連計画との調和：他の計画と合わせて図の差替えを行っています。3 SDGs 未来都市に佐渡はなりましたので SDGs の記載を追加しています。それ以降については修正は行っておりません。
A 委員	第 1 章について問題点等ありますでしょうか。
B 委員	P 5 SDGs の推進の箇所で 1、3、10 のイラストを大きくして下に移し、説明を入れるとわかりやすくしてよいのではないかと。
本間係長	修正します。
A 委員	第 2 章に移らせていただきます。 事務局説明をお願いします。
本間係長	第 2 章現状分析と将来推計です。 P 9・10 の表につきまして最新の資料を基に表を差替えてあります。P 13 の表については差替えをしていません。P 17 グラフの下に表を追加しています。第 8 節本市の課題について、修正を加えています。
A 委員	第 2 章につきまして訂正事項ありますでしょうか。 よろしいということで、第 3 章の説明をお願いします。
本間係長	第 3 章計画の基本的な考え方 第 1 節基本理念に「佐渡市総合計画」の記載を追加しています。 第 3 節計画の基本方針の文言を修正してあります。第 5 節日常生活圏域の考え方の図につきまして、旧市町村の標記を追加しています。

A 委員	第 3 章についてご質問等ありますでしょうか。質問がなければ第 4 章に入ります。
本間係長	第 4 章高齢者保健事業の推進につきましては、前回の審議会からの変更はありません。
A 委員	C 委員、前回意見がありましたがこれでよろしいでしょうか。
C 委員	これでよいです。
A 委員	ではよろしいということで、第 5 章に移ります。
本間係長	第 5 章高齢者福祉事業等の推進です。 高齢者福祉事業等の推進は、柴原係長より説明します。
柴原係長	第 5 章の第 1 節 在宅福祉サービス事業についてご説明させていただきます。 まず、各事業の記載については令和 3 年度から令和 5 年度の実施見込みと令和 6 年度から令和 8 年度までの目標量を記載してございます。全体的な傾向としましては、高齢者人口も減少傾向にあるためサービス量についても減少傾向がみられますが、目標量としては令和 5 年度の実績見込みから微増、または横ばい程度と見込み記載しております。 次に、前回の審議会中にご説明をさせていただきました事業の見直しについてご説明いたします。資料 No. 2-1 をご覧ください。 まず外出支援サービス事業については事業対象者の追加を検討しております。こちらは現在、要介護 4、5 に該当する高齢者又は身体障害者手帳 1 級、2 級（下肢、体幹）の交付を受けた方で一般の交通機関の利用が困難な方が対象となっておりますが、ここに人工透析を行っている方を追加するものとなっております。理由としましては、佐渡島内における透析可能な医療機関は佐渡総合病院に限られ島内全域から通院しており、重症化し自家用車またはバスでの通院が困難な方は介護タクシーを利用していますが、特に佐渡病院から遠方の方の経済的負担が大きいと、その負担軽減を図ることを目的として、事業対象者の拡充を行いたいと考えております。 次に配食サービス事業について、こちらも事業対象者の追加になります。こちらは現在 65 歳以上一人暮らし高齢者、65 歳以上高齢者のみ世帯、身体に障がいがある方、それと身体・知的障がいを持つ家族のみと同居する 65 歳以上高齢者の世帯を対象としていると

	ころですが、こちらに精神障がいについても対象として追加をした いというものになります。こちらについては身体障がい・知的障 がいと同様に、精神障がいを持つことで高齢者の安否確認や食生活の 管理ができない世帯について、配食を通じ自立支援を図ることを目 的として事業対象者を拡充することが変更理由となりますが、実態 としてこういった相談が増えてきておりますので、そういった相談 に対応可能となるように変更を行っていきたいと考えております。 次に裏面になりますが、介護用品支給事業になります。こちらは 参考の資料といたしましてお手元に配布させていただきました令和 5年12月22日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 からの事務連絡により継続実施としていきたいと考えております。 また介護手当支給事業についても介護用品支給事業と併せて事業 統合を見据えた見直しを考えておりましたが、介護用品支給事業の 継続実施が可能となったことより、見直しは行わず継続実施として いきたいと考えております。 最後に徘徊高齢者家族支援サービス事業について、利用者負担の 減額を検討しております。こちらはサービス内容の変更に伴いその 利用料に合わせ利用者負担を減額するものです。現在のサービスに ついては高齢者検索システム（発信機等）をレンタルし、居場所を 電話・FAXなどで家族へ連絡。新規については位置検索システム を利用して、スマートフォンやパソコンによる位置チェックが可能。 となっております。 次に資料No. 2-2をご覧ください。こちらは9期計画以降に向 けた在宅福祉サービス事業の検討事項となっております。 第9期計画と併せて緊急通報サービス事業および配食サービス事 業の利用者負担の増額を検討しておりましたが、昨今の物価高騰状 況等を踏まえ、利用者負担の増額は行わず、今後も継続して検討を していく事項とさせていただきます。 また、先にご説明をさせていただきました介護用品支給事業につ いては、参考に添付させていただいております事務連絡にも記載の あるとおり例外的な激変緩和措置として交付金の対象としており、 国においては廃止・縮小方針は継続していくこととなるため、次期 計画に向けて事業の方向性について検討を行ってまいります。
A 委員	第5章について何か質問はございますでしょうか。
B 委員	今ほどの説明で配食サービスの利用者負担のことや対象者の追加と いうことで説明いただきましたが、可能でしたら回数の変更をお願い

	いしたいです。P27 日常生活自立度の低下について見させていただきましたが、外出・買い物・食事の用意ができない軽度認定者の方の日常生活自立度が低下していることが分かりましたので、買い物であったり食に関することの検討ができましたらお願いしたい。これが1点。 P62 交通政策について、介護予防の拠点の整備や社会参加の確保を充実させていく方針であります。確保しても移動手段がなければなかなか参加されないと思います。交通政策のところで強化できないかと思います。佐渡市でも自動運転の実証実験を行っており、福祉の連携であったりを入れた移動の確保を入れた方がよいと思いました。
A 委員	具体的な対策は今のところない。これから準備していくということでしょうか。
B 委員	移動の確保について入れていただければと思います。社会参加の場、拠点の場はあるのですが、そこに行くまでの移動手段の確保があまり見られない。
A 委員	この次の計画の際に検討いただくということで、具体的な方針が決まりましたらお願いします。 他にご意見等ありますでしょうか。 では続きまして第6章に移ります。
本間係長	第6章介護保険事業の推進 各サービスについて実績については変更ありませんが、計画については12月末に新しい人口推計が出ましたので、それに伴い変更しています。P90 まで各サービスの見込みとなっております。P91 介護給付等対象サービスの確保対策については変更ありません。P92 第3節地域支援事業の推進について変更はありません。P109 介護保険料の設定をご覧ください。P112、P113 が空欄となっております。こちらについて当日配布資料をご覧ください。介護報酬の改定について反映されていない部分がありますが、1月あたりの基準金額につきまして6,300円と記載してありますが、今後の介護報酬の改定等により変更になる可能性はありますが、この前後を見込んでいます。第8期計画では6,200円ですので、100円増額として計算しています。基金の取崩を行わないと6,800円程になります。3億5千7百万円取崩を行いますと約500円減になり保険料が抑えられます。

A 委員	第 6 章 第 1 号被保険者の保険料は月額 6,300 円くらいになるということですが、よろしいでしょうか。
出崎課長	介護保険料については、今のところ 6,300 円ですが今後の報酬改定の部分が加味されると多少の前後があるかと思いますが、現時点での計算になります。
A 委員	介護保険料は、3 月に発表されますね。
出崎課長	3 月に確定します。
A 委員	実施はいつから 6 月からですか。
出崎課長	報酬改定については医療系の事業は 6 月改定で、それ以外は 4 月改定です。
A 委員	多少流動的になるかもしれませんが、第 7 章について説明をお願いします。
本間係長	続きまして P117 をご覧ください。基本的には変更ありませんが、庁内体制の整備では、「ユニバーサルデザイン」を追加しています。P118 第 2 節計画の達成状況の点検及び評価につきまして、PDCA サイクルという形で記載を修正しています。
A 委員	何か質問はありますか。ないということで認めていただいて事務局からの説明が終了いたしました。今後変更等ありましたら事務局へ報告をしていただきたい。これで議事は終了したということで事務局へお返しします。
菊地補佐	小田会長ありがとうございました。 Zoom で参加されている方何かございますでしょうか (なし) 次第 4 その他事務局から連絡事項があります。次回の日程につきましてはパブリックコメント後の 3 月上旬を予定しています。開催の前に通知をさせていただきますのでよろしくお願いします。
本間係長	この後の日程ですが、今回の素案の細かいところを修正し、1 月 26 日からパブリックコメントを行う予定としております。期間が 1 月 26 日から 2 月 26 日まで、今回の議論を基にパブリックコメントをさせていただきます。そちらを受けまして次回の審議会を開催させていただきます。

菊地補佐	事務局からは以上になります。 それでは以上をもちまして会議を終了いたします。
------	---